

週休 2 日促進工事における補正・積算方法

1. 工事費の積算方法

週休 2 日促進工事においては、次の補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正することとし、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

・ 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） 1. 0 2

・ 月単位の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日） 1. 0 4

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.02 又は 1.04 を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、補正係数 1.02 又は 1.04 から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価×改修補正率
- ・ 補正市場単価×改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、

表A－2、表E－2及び表M－2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格×改修補正率